

株式会社が有する自己の株式を**自己株式**という(会 113 条 4 項)。会社法は、**手続・方法・財源の規制の整備により弊害に対応しながら、広く自己株式の取得・保有を認めている**。会社法 155 条は、自己株式を取得できる場合として、①譲渡制限株式、取得請求権付株式、単元未満株式、端数株式にかかる取得、②株主との合意による有償取得、③相続人からの取得、④他の会社の事業譲受けに伴う取得、合併後消滅する会社からの取得などをあげる。

上記中、②に関しては、会社法 156 条～165 条に詳細を定める。全部の株主を対象者とする場合と、特定の株主を対象者とする場合とに分け、前者では株主総会の普通決議を必要とし、後者では特別決議を必要として、株主間の公平の確保を図っている。ただし、取締役会設置会社では、子会社からの取得は、取締役会決議で可能とする(会 163 条)。また、市場取引または公開買付けにより有償取得する場合には、取締役会設置会社では、定款に、自己株式の取得を取締役会の決議によって定めることができる旨を定めておくことができる(会 165 条 1 項 2 項)。自己株式の有償取得には、④の場合など財源規制のかからない場合を除いて、有償取得に要する金銭等の帳簿価格の総額は分配可能額を超えてはならない旨の**財源規制**が課せられる(本章 6(3))。

会社は、取得した自己株式をいつまでも保有できるが、自己株式については、議決権を有さず(会 308 条 2 項)、剰余金の配当を受けられず(会 453 条)、募集新株・募集新株予約権の株主割当を受けられない。自己株式の取得は、実質的に見れば、会社財産の払戻しと同じであるため、保有する自己株式は、貸借対照表上、純資産の部に控除項目として記載され(計規 76 条 2 項)、また、分配可能額(会 461 条 2 項)に含まれない。他方、会社は、保有する自己株式を消却(会 178 条)または処分できる。会社法が別の処分方法を認めている場合を除いて、自己株式の処分は新株発行と同一の規律に服し(会 199 条 1 項)、自己株式の引受けの募集の手続によることが求められる。